

訪問看護重要事項説明書

介護保険

< 令和6年 6月 1日 現在 >

1. みやた訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称 みやた訪問看護ステーション
種類 指定訪問看護事業所
所在地 茨城県筑西市丙58-3番地
電話 0296-25-1298
介護保険指定番号 0860690023
サービス提供地域 筑西市 左記以外の方はご相談下さい。

(2) 利用者

介護保険の要介護状態区分等が、要介護1～5の方で主治医が訪問看護を必要と認めた方。

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1 (兼)		1 (兼務)
サービス提供責任者	1 (兼)		1 (兼務)
看護師	4	2	6
作業療法士		1	1

(4) 営業時間

月～土 午前8時30分～午後5時30分
日曜 祝日 年末年始は緊急訪問を除いて休業いたします。

2. サービス内容

- 病状の観察
- 食事・排泄・清潔の援助
- 医療的な処置・管理
 - ① チューブ類の管理
 - ② 医療機器装着の方の看護
 - ③ 床ずれ・創傷の処置
 - ④ 緊急時の対応
- 主治医への連絡・調整
- リハビリテーション
 - ① 日常生活動作の訓練・指導
 - ② 車椅子での外出の工夫
- 終末期の看護
- 介護者の相談

3. 訪問看護ステーションにおける作業療法士等による訪問について

作業療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護の情報を看護職員と作業療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と作業療法士等が連携し作成することとなります。訪問看護計画書及び報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、作業療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問となります。

4. 緊急時の対応

容体の変化などがあった場合は、24時間、看護師が携帯電話を常備していますので連絡をいただければ、状態に応じて訪問し、主治医と連絡をとり速やかな対応を致します。(同意を得た利用者のみ)

5. 事故発生時の対応

指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様のご家族等に連絡を取るとともに、必要な措置を行います。また、利用者様に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償の手続きを行います。

6. 個人情報の取り扱いについて

当事業所を利用するにあたり、利用者又はその家族の個人情報の使用については、個人情報同意書を得て行います。

7. 虐待防止に関する事項について

1 事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)~(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

8. 業務継続計画について

1 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続に従い、必要な措置を講じます。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものします。

9. 衛生管理等

事業者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10. ステーションにおける教育、研究機関としての体制

当事業所では地域における任務として、いくつかの大学等からの実習を受けております。また臨床研修病院に指定された宮田医院の教育研修受け入れ協力医療機関となっております。学生や研修医等にとって地域の実習は、貴重な体験を通して学習を深めるよい機会となります。教育機関としての体制および趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情窓口

○苦情受付窓口

みやた訪問看護ステーション 管理者 江田勝枝

所在地 茨城県筑西市丙 58-3

電話 : 0296-25-1298

(2) 行政機関での苦情窓口

○筑西市役所 介護保険課

所在地 茨城県筑西市丙 360番地 本庁2階

電話 : 0296-22-0528

○国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談

所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26

電話 : 029-301-1565

○茨城県健康福祉部長寿福祉課 地域ケア推進室

所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26

電話 : 029-301-3332